

令和7年度

第22回東松島市農業委員会総会議事録

令和8年3月25日

東松島市農業委員会

## 令和7年度第22回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和8年3月25日（水） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借権等の合意解約による通知について

日程第4 報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 東松島市地域計画の変更に係る意見について

日程第7 議案第3号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について

日程第8 議案第4号 職員の任免について

閉 会

出席委員（11名）

| 席次  | 委員氏名   | 席次  | 委員氏名  | 席次  | 委員氏名  |
|-----|--------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 熊谷 奨   | 2番  | —     | 3番  | —     |
| 4番  | 秋本 まゆみ | 5番  | —     | 6番  | 小岩 敏幸 |
| 7番  | —      | 8番  | 安倍 民夫 | 9番  | 川村 勝雄 |
| 10番 | 大崎 康   | 11番 | 齋藤 宏樹 | 12番 | 佐藤 祥  |
| 13番 | 安住 高司  | 14番 | —     | 15番 | 安部 俊郎 |
| 16番 | 佐藤 栄宏  |     |       |     |       |

遅参委員 なし

欠席委員（5名）

| 席次 | 委員氏名  | 席次  | 委員氏名  | 席次 | 委員氏名  |
|----|-------|-----|-------|----|-------|
| 2番 | 門馬 宏之 | 3番  | 大山 道保 | 5番 | 三浦 牧恵 |
| 7番 | 菅井 賢治 | 14番 | 今野 嘉彦 |    |       |

出席事務局職員

事務局長

石 森 久 浩

事務局長補佐

安 倍 浩 司

## 【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第22回東松島市農業委員会総会を開催いたします。  
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —  
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めていただきます。  
それでは会長、よろしくお願いいたします。

## 【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、3番大山道保委員、5番三浦牧恵委員、7番菅井賢治委員、14番今野嘉彦委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中11名であります。定足数に達しておりますので、これより第22回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、1番熊谷奨委員、4番秋本まゆみ委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、赤井字東350、10、014㎡。解約届出日は令和8年2月26日、賃借人の都合により使用貸借の解約でございます。

その2、赤井字北浦468—1、4、052㎡。解約届出日は令和8年2月12日、賃借人の都合により賃貸借契約の解約でございます。

その3、矢本字中田238—2、965㎡。解約届出日は令和8年2月16日、賃借人の都合により賃貸借契約の解約でございます。

その4、大曲字関の内221 外 計10筆で10、181㎡。解約届出日は令和8年3月2日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。

その5、大塩字表沢64—1、1、227㎡。解約届出日は令和8年3月6日、自作のため賃貸借契約の解約でございます。

その6、大塩字小分木423-1、87㎡。解約届出日は令和8年3月6日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。

その7、小松字中浮足133 外 計2筆で2,042㎡。解約届出日は令和8年2月25日、耕作者都合のため使用貸借の解約でございます。

その8、赤井字新南19、1,005㎡。解約届出日は令和8年3月10日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、赤井字川前二209-1、275㎡。転用の目的は、宅地造成工事で建売2区画を予定しております。現在の利用状況は休耕中。売買による所有権移転で、令和8年2月26日に届出受理しております。位置図は4ページです。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。始めに新規設定を上程します。その1を事務局より説明願います。

○事務局長： その1、大塩字三ツ谷108-1、619㎡。売買による所有権移転となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年3月23日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、相手方要望。受け手理由は、自身が代表を務める隣地施設の利用者との体験農地として利用するため。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜です。通作距離は、自宅からは約7kmだが、前述のとおり施設の隣地。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、休耕中。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、その2を上程いたします。本案件は、1番熊谷奨委員、9番川村勝雄委員に係る案件ですので、規定により退席願います。事務局より説明願います。

（熊谷奨委員及び川村勝雄委員退場）

○事務局長： その2、小松字中浮足133 外 計2筆で2,042㎡。10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 7番菅井賢治委員が欠席ですので事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年3月17日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜の複合経営です。通作距離は、約4km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

1番熊谷奨委員、9番川村勝雄委員は入場願います。

（熊谷奨委員及び川村勝雄委員入場）

○議長（佐藤栄宏会長）：熊谷奨委員及び川村勝雄委員に申し上げます。その2は原案のとおり承認することに決定したことを報告します。

○議長（佐藤栄宏会長）：次に、その3を事務局より説明願います。

○事務局長：その3、小野字青木5—1 外 計10筆で14,662㎡。贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 8番安倍民夫委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員：報告いたします。

調査年月日は、令和8年3月22日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与。受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、施設野菜の複合経営です。通作距離は、約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その3を許可することに決定します。

次に、その4を事務局から説明願います。

本案件については、6番 小岩敏幸委員に係る案件ですので、規定により退場願います。

（小岩敏幸委員退場）

○事務局長：その4、大曲字関の内294、10、401㎡。売買による所有権移転です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 1番熊谷奨委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員：報告いたします。

調査年月日は、令和8年3月19日。権利の種類は所有権移転。出し手理由が経営困難。受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜、転作作物の複合経営です。通作距離は、約0.2km。権利取得することによる周辺

の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で  
附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可することに、ご異議ござい  
ませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可することに決定します。  
小岩敏幸委員、入場願います。

（小岩敏幸委員入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 小岩敏幸委員に申し上げます。その4は原案のとおり承認することに決定し  
たことを報告します。

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、その5を事務局より説明願います。

○事務局長： その5、小野字新飛返24、1、552㎡。10年間の賃借権設定です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年3月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は労力不足。受け手理由  
は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、  
水稻の単一経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影  
響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その5を許可することに、ご異議ござい  
ませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その5を許可することに決定します。  
次に、その6及びその7は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その6、小野字新宮前22-1 外 計4筆で5,744㎡。10年間の賃借権設定です。  
その7、小野字新町尻108、1、218㎡。10年間の賃借権設定です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

いずれも調査報告内容はその6及びその7は同一です。調査年月日は、令和8年3月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は労力不足。受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その6及びその7を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その6及びその7を許可することに決定します。  
次に、その8及びその9は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その8、小野字新茨島153 外 計5筆で6,968㎡。10年間の賃借権設定です。  
その9、根古字下138、2、017㎡。10年間の賃借権設定です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

いずれも調査報告内容はその8及びその9は同一です。調査年月日は、令和8年3月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は労力不足。受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営です。通作距離は、約1.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田

畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その8及びその9を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その8及びその9を許可することに決定します。  
次に、その10を事務局より説明願います。

○事務局長： その10、大塩字中沢339—1 外 計12筆で5,291㎡。10年間の賃借権設定  
です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 4番秋本まゆみ委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年3月17日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は労力不足。受け手理由は耕作利便。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲の単一経営です。通作距離は、約2km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その10を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その10を許可することに決定します。  
次に、その11を事務局より説明願います。

○事務局長： その11、大塩字新道70、1、330㎡。10年間の使用賃借権の設定です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 10番大崎康委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年3月24日。権利の種類は使用貸借権設定。出し手理由は相手方要望。受け手理由も相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約1.7km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その11を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その11を許可することに決定します。

次に、期間満了による賃借権再設定について、を上程します。

その12からその22を事務局より説明願います。

○事務局長： その12、西福田字牧ノ内巻号129-1 外 計5筆で12,009㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その13、牛網字新上四十八88 外 計3筆12,084㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その14、赤井字中新丁85、1、177㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法の利用権設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その15、小松字明神下104 外 計16筆で16,111㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法の利用権設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その16、小野字新茨島164 外 計2筆で4,113㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その17、赤井字中新丁133 外 計3筆で6,371㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その18、大塩字新裏3 外 計4筆で5,598㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その19、小野字新茨島130、2、771㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その20、小松字里前286-1、7、508㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その21、西福田字大高森33 外 計8筆で8,642㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その22、西福田字堂ノ舞25 外 計6筆で12,033㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの案件については、期間満了に伴う再設定となることから、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その12からその22を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その12からその22を許可することに決定します。

次に、日程第6 議案第2号 東松島市地域計画の変更に係る意見について、を上程いたします。

このことについては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、令和8年3月16日付け東松農水第2357号により東松島市長から農業委員会に対して意見を求められております。説明員として農林水産課職員の出席を求めています。出席職員は職名及び氏名を述べてから説明願います。

○農林水産課職員： （資料に基づき説明）

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第2号 東松島市地域計画の変更に係る意見について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第2号 東松島市地域計画の変更に係る意見について、を原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第7 議案第3号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について、事務局から説明願います。

○事務局長： 14ページになります。

農業委員会は、農業委員会による最適化活動の推進等について、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価することとなっており、その結果に基づいて国から交付金の交付がなされることから、令和8年度の最適化活動の目標を設定するものです。

先ず、「I 農業委員会の状況」については、令和8年4月1日現在の状況を表記したものとなりま

す。

「1 農業委員会の現在の体制」については、令和6年7月8日より3年の任期ですので変更ありません。

「2 農家・農地等の概要」については、経営体につきましては、農林水産課と調整の上で現状に合わせた形で担い手の数字を算出しております。耕地面積については、毎年度、国や県の方から推計をした田畑の耕地面積の数値が市へ通知されます。今年度はこの通知が未だ来ていないということで、県に確認したところ、昨年度の2,730haを仮として使用していただきとのことでした。

「II 最適化活動の目標」の1について、(1)農地の集積については、主な担い手(認定農業者等へ利用権設定や農作業受委託等)で集積した面積が2,353ha、集積率は86.2%となります。昨年度末は86.1%でしたので、0.1%程度上昇しております。おそらく耕地面積が2,730haから増えることはありませんので、最終的にはもう少し高い集積率になろうかと思われま

す。目標として、最適化活動目標が設定された当初から令和13年度までに、集積率90%を掲げておりましたが、今回は宮城県の目標が90%から80%に下げたということで、市でも80%に修正しております。元々は、宮城県と本市の基本構想本において、集積の目標値を90%にしておりました。国で平成26年度から始まりました農地中間管理事業を作った際に、その事業を使って10年後も全国の平均的な集積の割合の80%にしておりました。それを踏まえて、国の方から宮城県は90%という通知を受けて設定しておりました。地域の実情に応じて独自に設定することができるということで宮城県では90%から80%に下げたということで、まだ市の基本構想では変更をかけておりませんが、農林水産課と話しまして、いずれ80%へ変更する予定であるということです。農業委員会におきまして、先取りし80%と修正して設定しております。この部分で、大きく関わるのが実績の部分であります。今回80%の目標でありますので、既に令和13年度の目標を達成している自治体となります。毎年、集積率を上げていくという目標から変わりまして、目標値を下回らないように維持することが活動目標となります。仮に前年から集積率が低下しても目標値の80%を下回らなければ、評価点の最高点である5点を維持することになります。

(2)遊休農地の解消については、農地の利用状況調査を基に1号遊休農地面積のうち緑区分は8ha、黄区分は11ha、合計19haとなります。

目標としては、令和3年度調査時の緑区分の農地が15haありました。こちらは毎年1/5ずつ解消するというので、3haとなっております。また、黄区分の農地は令和3年度調査時にはなかったため0haとなります。また、令和7年度に新規発生した緑区分農地の解消目標面積は0.7ha、令和8年度に解消できればと思っております。

(3)新規参入の促進については、令和6年度は新規参入者が1経営体、0.3haありました。令和7年度新規参入者はゼロでしたが、実際新規就農されている方は、法人の雇用就農や親元就農であります。ここでは、独立した新規就農者を計上しますので、実際新規参入者の目標達成は難しい目標であります。権利移動面積は、総会等で許可された権利移動面積を過去3年間分の平均をとり、その1割程度の10.8haを農地所有者の理解を得ながら、新規参入者に対して情報提供をしていきたいと設定しています。

「II 最適化活動の目標」の2について、最適化活動の活動目標として、昨年度と同様に委員一人当たりの活動日数を10日/月と設定しております。活動強化月間としましては、11月から12月末にかけて、利用状況調査結果をもとに、遊休農地解消に向けた声かけ等を実施していき、1月から3月にかけて農地集積に向けた声かけを行っていきたいと考えております。よって、強化月間の設定回数は計5回となります。

新規参入相談会については、令和7年度は道の駅にて市の農林水産課、県の農業会議及び農業振興公

社、宮城県とタイアップし新規就農相談会を開催し農業委員にも参加していただきました。令和8年度においては、産業祭等でコーナーを設けて農業委員による就農アドバイスが得られるような相談会を計画していきたいと考えております。

説明は、以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 職員の任免について、を上程いたします。このことについては、令和8年3月16日付で、東松島市長より議案のとおり内示がありましたので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、農業委員会の承認を求めるものであります。内容について、事務局より説明願います。

○事務局長： （資料内容に基づき説明）

○議長（佐藤栄宏会長）： 直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。職員の任免については、東松島市長内示のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、職員の任免については、東松島市長内示のとおり承認することに決定します。

### 【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第22回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時43分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和8年3月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 1番 能谷 奨

署名委員 4番 秋本 まゆみ

